

豊岡市障害者福祉計画

豊岡市障害者計画
第6期豊岡市障害福祉計画
第2期豊岡市障害児福祉計画

骨子案

2021 年2月
豊 岡 市

障害者計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

「障害のある人もない人も 共に支え合い

自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」

～多様性を受け入れる社会をめざして～

本市ではこれまで、2017年3月に策定した「豊岡市障害者計画」で、「障害のある人もない人も共に支え合い自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～寛容と包摂の社会をめざして～」を基本理念に、すべての人が尊重され、地域で互いに支え合う寛容と包摂の社会をめざし、自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりに向けて取り組んできました。

市のまちづくりや施策の根底には「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」における考え方があり、この条例は「命は限られている」、「命はつながっている」、「命は支え合っている」という3つの視点に立っています。

この条例には、お互いの違いを認め合い、共に支え合い、一人ひとりを尊重するまちをめざす姿勢が示されています。

また、「豊岡市基本構想」では、市がめざすまちの将来像を、「小さな世界都市-Local & Global City-」としています。それを実現するための主要手段の1つとして、障害の有無など、多様性を受け入れ、折り合いをつけながら共生するまちを築いていくことが示されています。

これらの考えを念頭に置きながら、コウノトリが悠然と舞う豊かな自然環境の中で、すべての人が尊重され、多様性を受け入れ地域で互いに支え合う社会をめざし、自分らしく笑顔で暮らせるまちづくりに向けた取り組みを充実させていく必要があります。

以上のことを踏まえ、本計画の策定にあたっては、「障害のある人もない人も共に支え合い自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～多様性を受け入れる社会をめざして～」を基本理念とします。

第2節 基本目標

1. 「自己実現できる」まちづくり

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送ることができるよう、教育、雇用・就労支援、社会参加・生きがいづくりなどの充実に努めます。

2. 「人と人との支え合う」まちづくり

障害のある人及びその家族が地域でより暮らしやすくなるよう、広報・啓発活動の充実、人材の育成・確保に努めるとともに、障害のある人やその家族、各種団体間のネットワークづくりに努めます。

3. 「いつでもどこでも相談できる」まちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、当事者やその家族の悩みごとなど、生活全般にわたる、さまざまな相談ができる体制づくりに努めます。また、多様なサービスなどに関する情報提供体制の充実に努めます。

4. 「地域で生活できる」まちづくり

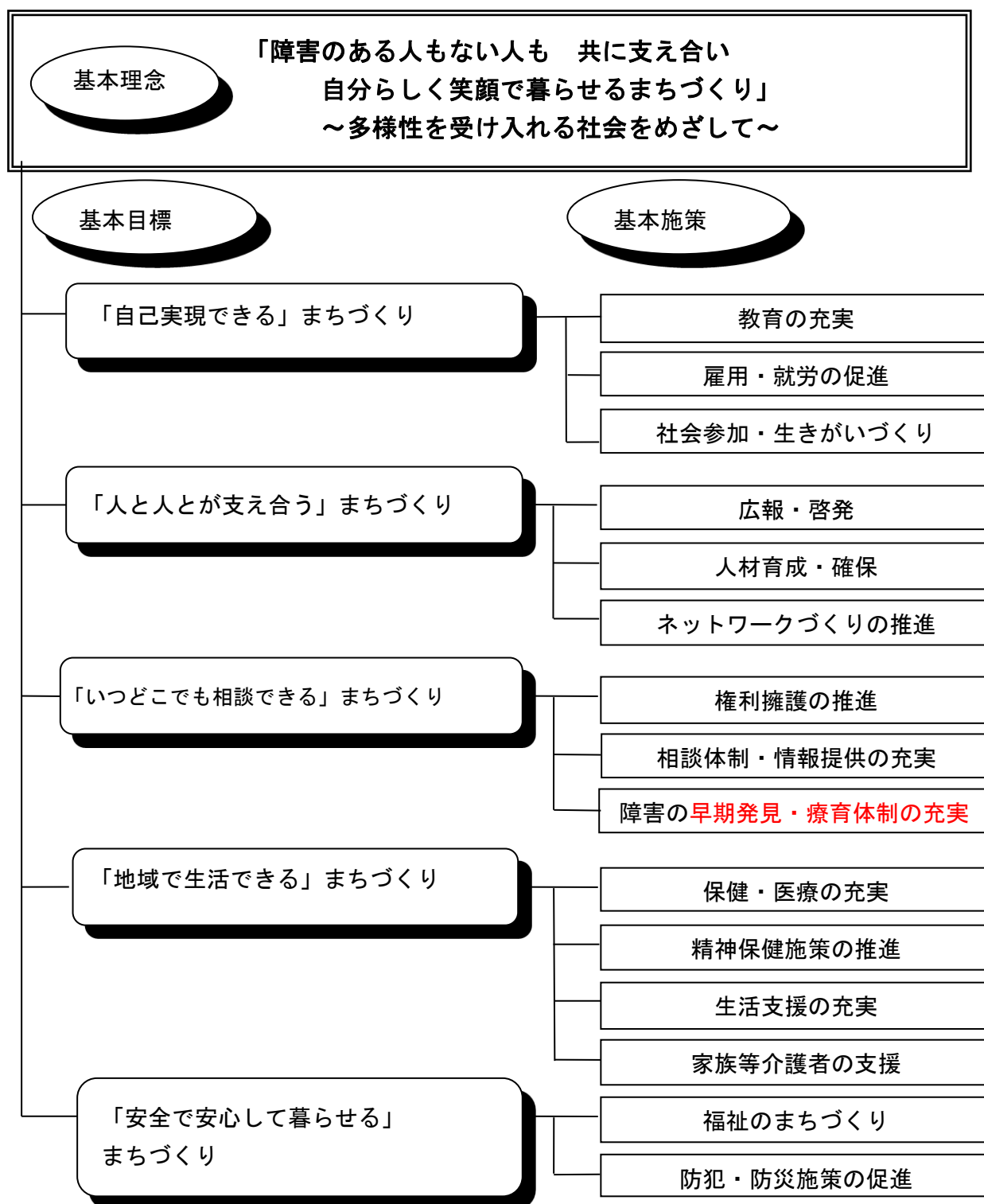
障害のある人やその介護者のニーズは多種多様です。それぞれのニーズに合ったきめ細やかな福祉サービスの提供により、生活支援の充実に努めるとともに、保健・医療の充実に努めます。

5. 「安全で安心して暮らせる」まちづくり

ユニバーサルデザインの考えに基づき、あらゆる社会的障壁の除去に努め、すべての人が住みやすい生活環境の整備を進めるとともに、いざという時の安全を確保するための防犯・防災対策の充実に努めます。

障害者計画の施策の展開

第1節 施策の体系



第2節 施策の展開

(※ 今回は、主に社会福祉課関係分のみ記載しています。)

1. 「自己実現できる」まちづくり

①教育の充実

施策名	施策内容	主な所管課
サポートファイルの活用	発達障害のある児童など、何らかの支援を必要とする児童、生徒を対象に、サポートファイルを活用した支援を行います。 また、保護者や関係機関への周知を図るとともに、サポートファイルが就労期までつながる支援ツールとして関係機関で有効に活用されるよう、高等学校を含め、各関係機関の情報共有と連携強化を図ります。	こども教育課 こども育成課 社会福祉課
通学・通園支援の実施 (削除)	保護者の入院等、やむを得ない理由がある場合の通学、通園支援について、個別の事情に応じたサービス提供を行います。 (個別の事情に応じて対応を検討するものであるため。)	社会福祉課
北但広域療育センターにおける相談、支援体制の充実 (移動)	3「いつでも相談できる」まちづくりへ移動	社会福祉課

②雇用・就労の促進

施策名	施策内容	主な所管課
雇用・就労準備の支援	障害者自立支援協議会を中心に、障害者就業・生活支援センターや就労系障害福祉サービス事業所と連携し、障害のある人の就労準備性を高める支援に取り組めます。	社会福祉課
雇用・就労機会の拡充	障害者自立支援協議会を中心に、障害者就業・生活支援センターや就労系障害福祉サービス事業所と連携し、超短時間雇用など多様な働き方を推進することにより、雇用・就労機会の拡充に取り組めます。	社会福祉課 人事課

施策名	施策内容	主な所管課
事業主や職場の理解	障害者自立支援協議会を中心に、障害者雇用を行う企業の取組みや各種制度の情報を発信することにより、事業主や職場の方の理解促進に取り組みます。	社会福祉課
各種関係機関との連携、ネットワークづくり	雇用・就労の促進と安定雇用に向けて、障害者自立支援協議会を中心として、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、企業、福祉施設、学校などとの連携強化に努めます。 障害者自立支援協議会を核として、関係機関との連携強化を図ります。（上記に記載）	社会福祉課
障害のある人の就労支援施設への支援 (掲載順変更)	就労訓練の場を提供している就労移行支援事業所、地域活動支援センターなどの運営を支援します。（別施策に記載） また、障害のある人の就労支援施設からの物品等の優先調達を推進します。	社会福祉課
職場の定着のための支援の充実 (修正)	継続的な雇用につながるよう、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業者就労定着支援事業所と連携します。 障害のある人が就労する企業に対し、障害特性に関する理解の促進を図ります。	社会福祉課
ITの活用支援 (削除)	障害のある人が、就労のためにパソコンやスマートフォンを活用できるよう、地域生活支援事業における講習会などを通じてITの利用促進を図ります。（就労準備性の一部とみなす。）	社会福祉課

③社会参加・生きがいづくり

施策名	施策内容	主な所管課
地域活動支援センターなどの支援	社会参加や自立支援の場でもある地域活動支援センターなどの運営を支援します。	社会福祉課
コミュニケーション手段の確保	視覚や聴覚に障害のある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者などの派遣を行うとともに、リモート通訳に対応するよう支援します。また、手話、要約筆記、点訳、朗読奉仕員の人材の養成、確保を図ります。また、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の周知、技術の向上に努めます。	社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
障害者団体の活動の活性化	障害のある人が生きがいのある生活を送るために、障害者団体の自発的な活動とその活性化を促進します。 また、障害者団体をはじめ、障害のある人のさまざまな思いを施策に反映させるため、意見を聞く場の確保に努めます。	社会福祉課

2. 「人と人が支え合う」まちづくり

①広報・啓発

施策名	施策内容	主な所管課
障害のある人の支援者への理解の促進 (移動)	②人材育成・確保へ移動	社会福祉課
広報・啓発活動の充実	障害者週間や人権週間などの機会をとらえ、障害や障害のある人、特に外見ではわかりにくい障害に対する市民意識の向上に向けて、広報・啓発活動を効果的に進めます。 また、障害のある人が中心となって企画する啓発イベントなどの実施を促進します。	社会福祉課 生涯学習課

②人材育成・確保

施策名	施策内容	主な所管課
福祉人材の育成・確保 (統合、拡充)	相談支援やケアマネジメントなどに携わる福祉人材の育成・確保に努めます。 特に障害のある人の地域生活を支える根幹となる相談支援を担う人材の育成・確保の支援に努めます。 また、人材の育成や確保にあたっては、障害者自立支援協議会を中心として、福祉、保健、医療、教育、事業者などのネットワークを活用したり、高齢者や障害者が支援者として活躍できる取り組みを検討します。	社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
ボランティア活動の確保・育成	社会福祉協議会との連携により、 ボランティア活動を 継続して実施していけるよう、 環境づくりにボランティアの担い手の確保に 努めるとともに、人材育成、技能の向上などを促進し、活動の活性化を図ります。	社会福祉課
地域資源を活用した人材の育成・確保（統合）	障害者自立支援協議会を核として、相談支援事業者、当事者団体、福祉、保健、医療、教育、事業者などのネットワークを構築し、幅広い人材を活用・育成できる体制の整備に努めます。	社会福祉課
障害のある人の支援者への障害理解の促進（移動）	保健、医療、福祉関係者、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、福祉委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者などが、障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、抱えている課題を把握するため、障害者自立支援協議会と連携して研修会や交流会を開催します。 （①広報・啓発から移動）	社会福祉課

③ネットワークづくりの推進

施策名	施策内容	主な所管課
障害のある人やその家族同士のネットワークづくりの推進	障害のある人とない人の交流とともに、障害のある人やその家族同士が交流の場で情報交換などを行うことができるネットワークづくりを進めます。	社会福祉課
多様なネットワークづくりの推進	障害者自立支援協議会を活用して民生委員児童委員、ボランティアグループなどの地域のさまざまな団体の活動に関する情報交換などを行うためのネットワークづくりを促進します。 また、障害者団体や地域活動支援センター同士のネットワーク構築を支援します。 障害のある人を取り巻く課題に対応するため、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、地域活動支援センター、民生委員・児童委員、ボランティアグループなどの地域の様々な資源を活用し、障害のある人に応じた地域支援ができるネットワークづくりを進めます。 （団体同士のネットワークづくりではなく、個別のケースに応じた地域内のネットワークづくりに変更）	社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
近隣自治体との連携強化 (削除)	—北但広域療育センターの運営面については、利用者、相談者の増加や支援ニーズの多様化、複雑化などに対応できるよう、共同設置者の香美町、新温泉町及び関係機関と協力していきます。 —広域的な事業など必要に応じて近隣自治体と連携を図り、効率的な事業の展開に努めます。 (現状は、担当課長会を開催しており、共同設置者として連携することは当然の取組みであるため。)	社会福祉課

3. 「いつでもどこでも相談できる」まちづくり

①権利擁護の推進

施策名	施策内容	主な所管課
障害を理由とする差別の解消の推進	出前講座などにより、市民及び事業所等への障害者差別解消法の周知、啓発に取り組むとともに、相談窓口での相談、市の事務事業においては、職員対応要領に基づく対応等、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に取り組めます。 また、障害者差別に関する情報や、差別された時の相談窓口などの広報・啓発に努めます。	社会福祉課
障害者虐待等の防止	障害者虐待の定義や通報義務について広く周知を図るとともに、特に福祉サービス事業所の職員や障害のある人の家族などに虐待に関する理解を促進し、未然防止に取り組めます。 また、虐待の早期発見・早期対応を行うため、虐待防止センターの支援体制の強化を図ります。 また、虐待に対して適切な対応ができるよう知識の取得と能力の向上に努めます。	社会福祉課

②相談体制・情報提供の充実

施策名	施策内容	主な所管課
相談支援体制の充実 (統合)	専門性を有し、保健や医療、福祉などに関する相談に総合的に応じることができる相談支援事業者や相談支援専門員の増員を図り、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実を図ります。 また、障害者自立支援協議会や基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援機関のスキルアップや連携体制の充実を通して、障害のある人の意思を尊重した相談しやすい環境づくりを進めます。	社会福祉課 高年介護課 健康増進課
障害者基幹相談支援センターの機能充実 (統合)	—地域における相談支援の中核的な役割を担う障害者基幹相談支援センターの機能の充実を図り、関係機関と連携を図りながら、障害のある人や家族、地域の人たちのさまざまな困りごとなどの相談対応に努めます。—	社会福祉課
障害者相談員活動のスキルアップ	障害のある人やその家族からの相談に応じるとともに、関係機関と協力し解決にあたる身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員のスキルアップを支援します。	社会福祉課

③障害の早期発見・~~早期対応療育体制の充実~~

施策名	施策内容	主な所管課
北但広域療育センターにおける相談、支援体制の充実 (「1「自己実現できる」まちづくり①教育の充実から移動」)	地域の中核的な療育支援施設として児童発達支援センターの指定を受けている北但広域療育センターにおいて、専門職による幼児期からの一貫した療育指導、訓練を提供しするとともに、保護者や家族への支援を充実します。 また、障害児相談支援、保育所等訪問支援を充実するとともに、関係機関等との連携体制の構築を図り、総合的な障害児・者療育を行います。 また、利用希望者の増加に対応するため、職員の適切な配置や北但広域療育センターのあり方を検討するなど、支援体制の充実に努めます。(実施済)	社会福祉課

4. 「地域で生活できる」まちづくり

①保健・医療の充実

施策名	施策内容	主な所管課
効果的な保健・医療サービスの提供	相談から治療、訓練、指導に至るまで、一貫した保健、医療サービスが受けられるよう、医療関係機関との連携のもと、効果的なサービスの提供に努めます。	健康増進課 高年介護課 社会福祉課

②精神保健施策の推進

施策名	施策内容	主な所管課
理解促進、啓発活動の推進 (拡充)	研修会や教育現場などさまざまな場面での啓発活動を通じて、精神障害に対する理解の促進を図り、精神障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくれます。 また、啓発活動にあたっては、ピアサポーターなどを活用することを検討します。	社会福祉課 健康増進課
地域移行・地域定着の推進	地域生活への移行を進めるため、県が開催する精神障害者地域移行・地域定着戦略会議等と連携を図りながら、相談支援事業者による地域移行・地域定着の取り組みが円滑に実施できるよう支援します。 また、身近な地域における社会参加や交流の場としての役割をもつ地域活動支援センターの活動を支援します。(別施策で記載済)	社会福祉課 健康増進課

③生活支援の充実

施策名	施策内容	主な所管課
地域生活支援拠点等の整備	障害のある人の重度化や高齢化、 「親亡き後」自立した生活 を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れなど）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。 拠点等の整備にあたっては、それぞれの機能の担い手となる関係機関へ働きかけます。	社会福祉課

施策名	施策内容	主な所管課
重度の障害のある人、障害のある人の高齢化への対応	重度の障害のある人が、地域で自立して生活していくために必要な支援を行うとともに、全国的にも進みつつある障害のある人及び介助者の高齢化への対応に努めます。 ○重度の人を対象としたサービス体制（短期入所など）の充実 ○豊岡市老人福祉計画・第8期介護保険事業計画の施策との調整 ○地域包括支援センターなどとの連携	社会福祉課 高年介護課
障害福祉サービス等の利用促進	障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、障害福祉サービスや自立支援医療費及び補装具費の支給など、各サービスの利用にあたり、必要な人が適切に利用できるよう、事業の周知やニーズの把握に努めます。	社会福祉課
障害福祉サービスの質の向上 (拡充)	障害者自立支援協議会を通じて、サービス事業者間の連携による人材交流、情報交換の機会や研修会を開催することにより障害福祉サービスの質の向上に努めます。 また、サービス事業者への外部評価などの仕組みの活用を促進します。働きかけます。	社会福祉課
地域生活支援事業の推進	障害のある人が、日常生活を快適にかつ安全に送ることを支援するため、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業を推進します。	社会福祉課

④家族等介護者の支援

施策名	施策内容	主な所管課
福祉サービスなどの利用促進	障害のある人やその家族が、福祉サービスやボランティア活動、地域の福祉活動などについて知識を深められるように、市ホームページ、出前講座、障害者福祉のしおりなどにより情報提供を行うとともに、これら福祉サービスなどの利用促進を図ります。	社会福祉課 高年介護課

5. 「安全で安心して暮らせる」まちづくり

①福祉のまちづくり

施策名	施策内容	主な所管課
障害のある人の意見を聞く場の確保	市が進める地域環境や住環境などのバリアフリー化を含めたまちづくりに関して、障害のある人の意見を聞く機会の確保に努めます。 また、企業、商店、事業所などが障害のある人の意見を聞く場を設けるよう努めます。	各課

②防犯・防災施策の促進

施策名	施策内容	主な所管課
災害時要援護者登録制度の推進・充実（削除）	—「豊岡市地域防災計画」に基づき、障害のある人などを対象とした災害時要援護者登録を推進します。 (下記施策へ変更)	社会福祉課
避難行動要援護者の個別支援計画作成の推進（新規）	災害時に障害のある人や高齢者等の避難を支援するため、各行政区における避難行動要援護者の個別支援計画の作成を推進します。 あわせて避難行動要援護者を支援する人の万一の備えのため、個別支援計画をもとに保険料を市が負担してボランティア保険に加入する取組みを推進します。	社会福祉課
災害時安心ファイルの活用	災害時などに障害のある人が適切に避難し、避難先で周囲の理解を得てサポートを受けられるよう、ファイルの内容について障害のある人だけでなく、広く市民に周知を図ります。 また、障害のある人の直近の状況を把握することができるようにするため、ファイルの更新の呼びかけに努めます。	社会福祉課

第6期障害福祉計画

第1節 基本方針

第6期障害福祉計画の基本方針は、次の7つとし、障害者の支援体制の充実に向けた取り組みを展開していきます。

- ① 訪問系サービス及び日中活動系サービスの保障
- ② グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備を機能の充実
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ④ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ⑤ 相談支援体制の構築
- ⑥ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ⑦ 発達障害者等に対する支援

第2節 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行

2019年度末の入所者数は117人で、2023年度末における施設入所者は115人を目標とします。削減率は、1.7%で、基本指針の削減率1.6%以上を満たします。

項 目		数 値	考え方
2019年度末の施設入所者数（A）		117人	【基準値】
第6期目標値	2023年度末の施設入所者数（B）	115人	
	施設入所者の削減者数	2人 (▲1.7%)	＜基本指針＞ 【基準値】から1.6%以上削減
	2023年度末の地域生活移行者数	8人 (▲6.8%)	＜基本指針＞ 【基準値】から6%以上移行

2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

「保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置」については、既存の会議体を活用し、有機的連携により地域課題を抽出し、障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議ができる仕組みを2023年度末までに検討していきます。

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

本市においては、「常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に対応する相談体制」や「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」、「短期入所を活用した緊急時の受入対応体制の確保」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保及び地域の社会資源の連携体制の構築」の5つの機能が求め

られる地域生活支援拠点等を2023年度末までに確保しつつ、その機能の充実のため、年1回運用状況を検証及び検討することを目標とします。

4. 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労移行者数<継続>

2019年度の一般就労移行者数は9人となっており、2023年度末における一般就労移行者数は、14人を目標とします。増加率は、1.55倍となって、基本指針の増加率1.27倍以上を満たします。

項 目		数 値	考え方
一般就労移行者数 (A) 【基準値】		9人	福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (2019年度実績)
第6期 目標値	2023年度末の 一般就労移行者数 (B)	14人 (1.55倍)	<基本指針> 【基準値】の1.27倍以上 (B/A)

(2) 就労移行支援事業からの移行者数<新規>

基本指針では、2023年度末における就労移行支援事業移行者数は、2019年度実績の1.3倍以上となっていますが、2019年度実績が0人のため、2017～2019年度の3年間の平均就労移行支援事業移行者数1人を目標とします。

項 目		数 値	考え方
就労移行支援事業移行者数 (C) 【基準値】		0人	就労移行支援事業移行者数 (2019年度実績)
第6期 目標値	2023年度末の就労移行 支援事業移行者数 (D)	1人	<基本指針> 【基準値】の1.3倍以上 (D/C)

(3) 就労継続支援A型事業からの移行者数<新規>

2019年度の就労継続支援A型事業移行者数は4人となっており、2023年度末における就労継続支援A型事業移行者数は、6人を目標とします。増加率は、1.5倍となって、基本指針の増加率1.26倍以上を満たします。

項 目		数 値	考え方
就労継続支援A型事業移行者数 (E) 【基準値】		4人	就労継続支援A型事業移行者数 (2019年度実績)
第6期 目標値	2023年度末の就労継続支援 A型事業移行者数 (F)	6人 (1.5倍)	<基本指針> 【基準値】の1.26倍以上 (F/E)

(4) 就労継続支援B型事業からの移行者数<新規>

2019 年度の就労継続支援B型事業移行者数は5人となっており、2023 年度末における就労継続支援B型事業移行者数は、7人を目標とします。増加率は、1.4 倍となって、基本指針の増加率 1.23 倍以上を満たします。

項 目		数 値	考え方
就労継続支援B型事業移行者数（G） 【基準値】		5人	就労継続支援B型事業移行者数 （2019年度実績）
第6期 目標値	2023年度末の就労継続支援 B型事業移行者数（H）	7人 （1.4倍）	<基本指針> 【基準値】の1.23倍以上（H/G）

(5) 就労定着支援事業利用者数<新規>

2023 年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者（14人）のうち、10人が就労定着支援事業を利用することを目標とします。利用者数の比率は、基本指針の7割を満たします。

項 目		数 値	考え方
一般就労に移行する利用者数（G） 【基準値】		14人	2023年度末の一般就労移行者数 （第6期目標値）
第6期 目標値	2023年度末の一般就労に 移行する者のうち就労定着 支援事業の利用者数（H）	10人 （7.1割）	<基本指針> 【基準値】の7割（H/G）

(6) 就労定着支援事業の就労定着率<新規>

基本指針では、2023 年度末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とすることとなっていますが、本市では、1事業所のみのため、目標値でも1事業所としています。

項 目		数 値	考え方
2023年度末の就労定着支援 事業所数（G）【基準値】		1事業所	就労定着支援事業所数 （2019年度実績）
第6期 目標値	2023年度末の就労定着支援 事業所うち就労定着率が8割 以上の事業所数（H）	1事業所 （10割）	<基本指針> 【基準値】の7割（H/G）

5. 相談支援体制の充実・強化等

障害者等が地域において安心して暮らすためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対する相談支援体制の構築が不可欠となります。

相談支援体制については、計画相談支援、地域相談支援及び一般的な相談支援に加え、総合的・専門的な相談支援を行うなどの重層的な仕組みを構築し、相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、相談支援専門員の人材育成や関係機関等とのネットワーク構築等の相談支援体制の充実及び強化等に向けた取組を推進します。

第3節 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

第4節 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

第2期障害児福祉計画

第1節 基本方針

第2期障害児福祉計画の基本方針は、次の5つとし、障害児の療育体制の充実に向けた取り組みを展開していきます。

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容の推進
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

第2節 成果目標

障害児への支援については、子ども本人の最善の利益を考慮しながら、発達の遅れ等の発見段階から身近な地域で支援し、健やかな成長へと導く必要があります。また、ライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等について関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供する支援体制を構築する必要があります。

障害の種別や年齢別のニーズに応じた支援が身近な地域で提供できるよう、関係機関との連携を強化し、必要な体制の整備を検討します。

1. 児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、2023年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上設置することとなっています。本市ではすでに設置済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

2. 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、2023年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築することとなっています。本市ではすでに体制構築済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

3. 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針では、2023年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保することとなっています。本市ではすでに確保済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

4. 主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保

県の目標にあわせて、2023年度末までに主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所を1か所以上確保します。

5. 主に医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保

県の目標にあわせて、2023 年度末までに主に医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所を1 か所以上確保します。

6. 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、2023 年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることとなっています。本市ではすでに設置済みであり、今後もその体制の維持に努めます。

7. 医療的ケア児等に対し支援等を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に向けて、2023 年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

第3節 障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、障害者やその家族等を含めた当事者の意見を反映させることが不可欠です。このため、障害者を中心に、市民、ボランティア、民生・児童委員、サービス提供者、企業・就業支援団体、行政機関、教育関係者、医療関係者、権利擁護関係者、社会福祉協議会などとネットワークの形成を図り、障害者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援体制を図り、計画を推進します。

第2節 計画の進捗状況の点検・評価

本計画を着実に推進するため、「豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会」において、計画の点検・評価を行います。その際、必要に応じて関係機関と協議を行い、PDCA マネジメントサイクルに基づき、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)の着実な実行に努めます。計画の進捗状況は、1年に1回実績等の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。